

物産販路開拓事業業務方法書

平成 23 年 7 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)定款第 4 条第 1 項第 8 号に規定する県産品の普及向上及び物産販路開拓事業に関する事業の業務方法について基本的事項を定め、その適正な運営に資することを目的とする。

(事業の範囲)

第 2 条 前条の事業の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指導事業

- ア 事業者育成のための指導、物産展等出展事業者を個別に支援する事業
- イ 県産品の掘り起しと商品開発を促進するため、新商品等の紹介及び市場等の情報収集提供を行う事業

(2) 物産販路拡大開拓事業

- ア 県産品の販路拡大と事後取引の拡大を図るため、物産展を開催する事業
- イ 県産品の販路開拓を図るため、見本市に参加する事業
- ウ 県産品の商品力向上と販路開拓を図るため、商談会を開催する事業

(3) 県産品普及向上事業

- ア 県内事業者による新商品等の開発を促進するため、優秀商品を表彰することにより、県産品の普及向上を図る事業
- イ 市町村及び団体等が開催する産業まつり、創作展等に要する経費の一部を助成する事業

(4) その他これらに準ずる事業

(業務の執行)

第 3 条 業務の適正な運営を図るため、別に理事長が定めるいわての物産展等実行委員会の意見を求めて前条の事業を実施するものとする。

(経費の支弁)

第 4 条 物産販路開拓事業の経費は、岩手県、市町村及び関係団体並びに出品者等の負担金収入をもって支弁する。

(その他)

第 5 条 この業務方法書に定めるもののほか、業務執行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公表)

第 6 条 この業務方法書はセンターホームページにより公表する。

(改正)

第 7 条 この業務方法書の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この業務方法書は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。